

定例総会 会議録

令和元年 12 月

令和元年 12 月 10 日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和元年 12 月 10 日(火)
開 会 午前 9 時 30 分、閉 会 午前 9 時 47 分
場 所 宮津市役所 第 5 会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 掲司、中嶋 道博、
市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
石田 弘司 11 名

欠席 今中 睦美、古橋 隆三、小嶋 保徳 3 名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、柘田 益一、糸井 久和、
和田 隆、田中 茂嗣、溝口 喜順、品川 泰志、荻野 有信 10 名

欠席 なし 0 名

合計 出席 21 名、欠席 3 名

事務局 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第 3 議案第 26 号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第 4 議案第 27 号 農地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 日程第 5 議案第 28 号 農用地利用配分計画に係る意見について

〔藤井会長〕 おはようございます。ただ今から令和元年 12 月定例総会を開催いたします。寒くなったり暑くなったりでなかなか体の調整が難しいですが、その中でたくさん会合その他が行われています。健康には十分気を付けてやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、本題に移らせていただきます。本日の出席委員は、24 名中 21 名です。欠席は、古橋委員、今中委員、小嶋委員の 3 名です。農業委員の出席者は過半数を満たしておりますので、よって、総会は成立しております。

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名をします。中嶋委員、尾関委員よろしくお願いいたします。

〔藤井会長〕 次に、日程第 2 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

事務局より提案説明をお願いいたします。

〔小山主査〕 お手元の資料 3 ページをお願いいたします。

議案第 25 号です。「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」、下記の申請人より、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1 件でございます。

1 番、大字皆原※※番、権利種別は 3 条の有償移転です。譲渡人は※※様、申請事由は、道路用地として提供する現有農地の代替地とするためです。譲受人は※※様、具体の場所につきましては、4 ページに地図を付けさせていただいております。また、5 ページに現地の写真を貼付しておりますので合わせて御確認をお願いいたします。

それでは 6 ページをお願いいたします。本案件に係る調査書となっております。

中ほどからやや下、第 2 項第 5 号、下限面積についてですが、宮津市の下限面積 30a を超える、61.9a となっております。

一番下、第 2 項第 7 号、地域調和についてですが、申請地は譲受人の自宅に近接しており、周辺農地の農業上の利用に特段影響を及ぼさないものと考えられます。現地確認につきましては、11 月 22 日に宇野委員、酒井推進委員、事務局で行いました。

本案件につきましては譲受人である※※様が所有している農地を拡幅予定の道路の用地として提供される予定であり、御自身の経営規模を維持する目的から新たに農地を購入されるものです。

議案第 25 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連し、担当委員である宇野委員より補足説明よろしくお願いいたします。

〔宇野委員〕 事務局と酒井さんと私で 22 日に確認させていただきました。今説明がありましたとおり、特にありません。

〔藤井会長〕 これより、議案第 25 号について質疑に入ります。何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

〔小西事務局長〕 事務局から補足説明をさせていただきます。こちらに地図を掲出してありますが、惣から皆原に抜ける道路につきましては本年度もお話しておりましたが原発の災害用道路ということで長年皆原地区で拡幅を京都府に要請されておられたのですが、それが幸い原発の関係の工事が入れるということで、それまで細い道で惣から皆原に抜けてこの間視察でお世話になりましたハーベストのある所なのですがその道路が付替えて市道尼ヶ谷線と言うことでグンゼの社宅があるところまで行く道路になりまして、これまで 2メートル幅くらいの道路だったのですが 6メートルの幅の道路になるということで平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 3 年間でやりきるという工事で、今用地買収が進められており、これに係る代替地ということでこの 3 条の手続があったということでございます。農地も、道路用地になる部分もございますのでまた見ていただきたいというふうに思います。公共工事でございますのでこれについては農業委員会の中の案件としては上がってこない案件になります。このような代替地の案件については、農業委員会の手続が必要ということで上がって参ったものでございます。

これ以外に代替地として申請があるという話は特に聞いておりませんので、今のところこの案件のみということでございます。また御確認をいただけたらというふうに思っております。以上です。

〔和久田委員〕 どの所が代替地ですか。元の土地はどこですか。

〔小山主査〕 道路用地になる土地はここです。(図面にて説明)

〔小西事務局長〕 三宅正広さんの土地がなくなるため、その分を代替地とし、三

宅一實さんが提供されるものです。

〔藤井会長〕 その他、御意見ございませんか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第 25 号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第 25 号については、許可することとします。

次に、日程第 3 議案第 26 号 非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。

事務局より、提案説明をお願いします。

〔小山主査〕 7 ページをお願いします。議案第 26 号 非農地証明交付申請の承認について、下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについての議決を求めます。3 件ございます。

1 番、大字岩ヶ鼻※※番地、所有者は※※様、亀岡市にお住まいです。非農地の事由につきましては、昭和 30 年頃以降から耕作をされていません。

2 番です。大字日置※※番地、所有者は※※様、非農地の事由につきましては、平成 10 年頃以降から耕作をされていません。

3 番です。大字上世屋※※番地ほか 2 筆、計 3 筆です。所有者は※※様、与謝野町にお住まいです。非農地の事由につきましては、昭和 40 年頃以降から耕作をされていません。

具体的場所につきましては、8 ページから 10 ページに地図を付けさせていただいております。8 ページが 1 番岩ヶ鼻の案件、9 ページが 2 番日置の案件、10 ページが 3 番上世屋の案件の地図となっております。また 11 ページから 12 ページにかけまして、現地の写真を貼付しておりますので合わせて御確認をお願いいたします。

1 番岩ヶ鼻の案件についてですが、こちらは御覧のとおり物置が今建っている状態です。所有者が近隣の方に物置として貸し出されているということでおそらくはこの方に譲渡をされるものと考えられます。

2 番日置の案件についてですが、以前同じ※※様から隣接地について同様の申請がございました。その際、1 筆申請漏れがございまして今回申請に至ったものです。

12 ページをお願いします。3番上世屋の案件についてですが、上側の写真71番地と72番地についてですが、こちらで御確認できますように植樹をされています。これにつきましては所有者様から集落の皆様事前に同意を得て植樹を行ったものであるということで確認をいたしております。

議案第26号にかかる説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1番については品川委員、2番と3番については吉田委員、よろしくをお願いします。まず1番からお願いします。

〔品川委員〕 11月に小嶋委員と(事務局の)小山さんで現地確認をしました。小山さんが説明されたとおり、前からこの小屋が建っており一部コンクリートが打ってあるところもあり、今更どうこうと何も問題にするようなこともないので非農地として確認したという状況です。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。そうしたら、2番と3番について吉田委員よろしくをお願いします。

〔吉田委員〕 11月に事務局の小山さんと田中委員さんと3人で現地確認に行きました。見てもらったとおり、大型車がどんどん入っておりまして、農地が非農地で宅地課税されていたので、非農地と判断しました。それから、上世屋の件につきましては、写真を見てもらったとおり、立派な木になっておりまして、もう一つは学校の校庭の上のほうで、見てもらったとおりいつからか耕作はされていません。なかなか耕作するとしてもかなり困難な場所でございます。致し方無いのかなと思います。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。

これより議案第26号について質疑に入ります。何か御意見、御質問等ございましたらよろしくをお願いします。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第26号につきまして、証明してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第 26 号については、承認します。

次に、日程第 4 議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について及び日程第 5 議案第 28 号 農用地利用配分計画に係る意見についてを議題とします。今回は通常の利用権設定に係る議決に加え、農地中間管理機構を介した農地の貸借の設定について、市長より意見を求められています。

事務局より提案説明をお願いします。

〔小山主査〕 13 ページをお願いします。議案第 27 号です。農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画（利用権設定）について議決を求めます。

今回議案第 27 号の 1 番から 15 番までが中間管理機構を介した利用権設定となっております。この 1 番から 15 番までが議案第 28 号の配分計画と全筆一致しております。御確認をお願いいたします。配分計画は 22 ページ以降となっております。

この中間管理機構を介した利用権設定についてですが、1 筆のみが賃貸借となっております。その他の筆は全て使用貸借で貸借の期間はいずれも向こう 10 年となっております。

18 ページをお願いいたします。18 ページの一番左側の番号 16 番以降についてですが、16 番以降は通常の利用権設定の分となっております。貸借期間につきましては 4 月からの経過期間 8 か月間を指し引いた貸借期間となっておりますので、申し添えさせていただきます。

簡単ではございますが、議案第 27 号及び 28 号の説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。これより、議案第 27 号及び議案第 28 号について質疑に入ります。何か御意見ございませんか。

〔小西事務局長〕 補足でございます。利用権設定の関係で中間管理機構を介したということで、最初に借り手さんのほうが※※さんという方が出て参ります。この方、オリーブの関係で地域起こし協力隊で取組をされておられる方なんですけれども、御出身が由良ということで、由良で農業をお父さんの方から受け継がれてやられておられまして脇の方でオリーブをしていきたいということをお前々から話をしておられたようでございまして、脇地域の方と合意が取れたということで今回の面積が上がってきているということでございますし、また 17 番以降の分につきましては前市長の関係の府中地域でのオリーブの利用権

設定ということでございます。以上です。

〔小山主査〕 すみません。1点誤りがございました。先ほど中間管理機構を介した利用権設定についてですが、1筆のみが賃貸借と申し上げましたが、1筆のみ使用貸借の誤りでした。1筆以外が賃貸借となっております。失礼致しました。

〔藤井会長〕 何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第27号については、決定することとして、議案第28号については意見なしとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第27号については決定し、議案第28号については意見なしとします。

以上で、議事日程は全て終了しました。

議案書の最後のページに、先の役員会で行われた先決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

次に、事務局から連絡事項等がありますので、よろしくお願いします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 坂井 忠

委 員 尾関 孝正

委 員 中嶋 道博

記 録 者 小 西 正 樹

